

通所介護（総合事業通所型サービス）

重要事項説明書（別紙1）

＜令和7年5月1日現在＞

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話：048-954-5513（午前9時00分から午後5時00分）

担当：生活相談員 白石陽大 大堀英明 沖 清光

* ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 デイサービスセンターやしお寿苑の概要

（1）提供できるサービスの種類 通所介護（総合事業通所型サービス）

施設の名称及び所在地等

施設名称	デイサービスセンターやしお寿苑
所在地	八潮市大字八條字入谷294番4
介護保険指定番号	通所介護 総合事業通所型サービス 1171000142
サービスを提供する対象地域	八潮市、草加市、三郷市、吉川市、越谷市

上記地域以外の方でもご希望の方は御相談下さい。

（2）同センターの職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	0名	サービス管理全般	1名
生活相談員	3名	0名	生活上の相談等	3名
看護職員	1名	2名	医療・健康管理業務	3名
機能訓練指導員	1名	0名	機能訓練業務	1名
介護職員	2名	6名	日常介護業務等	8名
うち介護福祉士	2名	2名	(内2名は兼務者含む)	4名

（3）センターの設備の概要

定員	45名	静養室	1室5床
0 食堂兼機能訓練室	1室 226.5 m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	送迎車	10台

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日(祝日含む)	8:30～17:30
定休日	日曜日、1月1日～3日	

緊急連絡先 048-954-5513

3 サービス内容

- ① 送迎 専用車にて送迎を行います。車椅子の方にはリフト車をご用意します。
- ② 食事 健康状況に応じ栄養バランスの取れた食事をご提供します
- ③ 入浴 安全でゆったりとした入浴を提供します。体の不自由な方には特別浴をご利用いただきます。
- ④ 機能訓練 運動能力、機能向上 維持を目的としたリハビリを実施します。
- ⑤ 生活相談 在宅介護に関する生活相談をお受けします。

4 料金等

指定通所介護（総合事業通所型サービス）の利用料は、厚生労働大臣、市町村長が定める基準によるものとし、当該通所介護（総合事業通所型サービス）が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

(1) 通所介護基本利用料金

① 基本料金

	1日あたりの単位数	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額 単位数×等級地5級(10.45%)=自己負担額(円)		
		1割	2割	3割
要介護1	658単位	688円	1,376円	2,064円
要介護2	777単位	812円	1,624円	2,436円
要介護3	900単位	941円	1,882円	2,823円
要介護4	1,023単位	1,069円	2,138円	3,207円
要介護5	1,148単位	1,200円	2,400円	3,600円

※八潮市は地域区分5級地のため単位数に10.45%を乗じた額となります。

※同一建物減算(-91単位)の場合は、利用料金に10%除した額となります。

② 入浴介助加算I

40単位/入浴利用日数

介護保険適用時の自己負担額 41円

③ 個別機能訓練加算(I)イ

56単位/利用日数

介護保険適用時の自己負担額 58円

④ サービス提供体制加算III

6単位/利用日数

介護保険適用時の自己負担額 7円。

⑤ 介護科学的介護推進体制加算

40単位/利用月

⑥ 介護個別機能訓練加算II

20単位/利用月

(処遇改善加算I 5.9%、介護職員等特定処遇改善加算II 1.0%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.1%が、利用月の単位総計に上記に上乗せされます)

(令和6年6月より、処遇改善加算Ⅱが9.0%となります。介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1.0%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.1%は廃止)

⑦ その他の費用

昼食費 トロミ食	1食	780円 800円	トロミ材別途請求含む
おやつ費	1食	80円	
日用品費 ※施設での提供をご本人・ご家族が希望する場合	入浴 (1回)	180円	内訳 ・脱衣椅子・足用除くタオル類 ・ボディソープ、シャンプー
教養娯楽費	施設ご利用毎	180円	内訳 ・レクレーションとして (習字・折り紙・絵手紙・裁縫・ 塗り絵・脳トレーニング等) ・嗜好品として (お茶・コーヒー・紅茶・麦茶・レ モン水等)
オムツ・紙パンツ	1枚	100円	
尿取りパット	1枚	60円	
生け花	1回参加	400円	月に3回開催
苑・JOY	1個購入	150円	月に2回開催 購入上限1回3個まで
緊急時対応衛生用品費	処置 (1回)	100円	
その他・行事 レクリエーションに係る費用		実費	

(2) 総合事業通所型サービス利用料金

	1月あたりの単位数	1月あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
事業対象者	1,798 単位	1,879円	3,758円	5,394円
要支援1	1,798 単位	1,879円	3,758円	5,394円
要支援2	3,621 単位	3,784円	7,568円	11,352円

① 基本料金

※八潮市は地域区分5級地のため単位数に10.45%を乗じた額となります。

※同一建物減算(-91単位)の場合は、利用料金に10%除した額となります。

② 運動器機能向上加算 225単位/利用月(自己負担は241円)

③ サービス提供体制加算Ⅲ

事業対象者・支援1

24単位/利用月 (自己負担は25円)

支援 2 48 単位/利用月 (自己負担は 50 円)

④ 介護科学的介護推進体制加算 40 単位/利用月

(処遇改善加算 I 5.9%、介護職員等特定処遇改善加算 II 1.0%、介護職員等ベースアップ等支援加算 1.1%が、利用月の単位総計に上記に上乗せされます)

(令和 6 年 6 月より、処遇改善加算 I が 9.0%となります。介護職員等特定処遇改善加算 II 1.0%、介護職員等ベースアップ等支援加算 1.1%は廃止)

⑤ その他の費用

昼食費 トロミ食	1 食	780 円 800 円	トロミ材別途請求含む
おやつ費	1 食	80 円	
日用品費 ※施設での提供をご本人・ご家族が希望する場合	入浴 (1 回)	180 円	内訳 ・脱衣椅子・足用除くタオル類 ・ボディソープ、シャンプー
教養娯楽費	施設ご利用毎	180 円	内訳 ・レクレーションとして (習字・折り紙・絵手紙・裁縫・ 塗り絵・脳トレーニング等) ・嗜好品として (お茶・コーヒー・紅茶・麦茶・レ モン水等)
オムツ・紙パンツ	1 枚	100 円	
尿取りパット	1 枚	60 円	
生け花	1 回参加	400 円	月に 3 回開催
苑・JOY	1 個購入	150 円	月に 2 回開催 購入上限 1 回 3 個まで
緊急時対応衛生用品費	処置 (1 回)	100 円	
その他・行事 レクリエーションに係る費用		実費	

(3) キャンセル料 (総合事業通所型サービスを利用の方は除く)

お客様の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日午後 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日午前 8 時までにご連絡いただいた場合	1 日の利用料の 5 %
③ ご利用日の当日午前 8 時までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 10 %

(4) 支払方法

毎月、20 日までに前月分の請求をいたしますので、25 日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、口座引き落とし、又は現金にてお支払いいただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは担当の介護支援専門員、もしくは地域包括支援センターを通じてお申し込みください。後日自宅にて契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様の御都合でサービス利用契約を終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分が、自立（非該当）と認定された場合。
- ・ 要介護者が要支援者になった場合、要支援者が要介護者になった場合。（この場合は条件を変更して再度契約することができます）
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当施設が破産した場合お客様は文章で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

お客様が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがあります。

6 緊急時及び、事故発生時

事業者は、現に通所介護（総合事業通所型サービス）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取るとともに、家族または緊急連絡先に連絡する等必要な措置を講じます。

7 身体拘束の制限について

サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。また、緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合は、その状態、その際の利用者の身体状況及びその理由をご家族様に説明します。

8 虐待の防止について

当センターは、利用者の人権擁護・虐待の防止等の為に次にあげる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	施設長	大越 敦子
虐待防止に関する担当者	生活相談員	大堀 英明

(2) 苦情解決体制の整備

必要時に虐待防止のための委員会の開催

(3) 虐待防止のための研修を定期的に実施

(4) 虐待防止のための指針の整備

9 サービス内容に関する相談・苦情

苦情解決責任者	施設長	大越 敦子	Tel:048-930-5111
苦情相談窓口 (通所介護に関する苦情、要望、相談等)	生活相談員	大堀 英明	Tel:048-954-5513
苦情受付第三者委員	監事	神谷 透	Tel:03-4577-7602

10 その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます

① 八潮市役所 長寿介護課 048-996-2111

② 三郷市役所 長寿いきがい課 048-953-1111

③ 草加市役所 介護保険課 048-922-0151

④ 吉川市役所 長寿支援課 048-982-5111

⑤ 越谷市役所 介護保険課 048-964-2111

⑥ 埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情相談専用 048-824-2568